

岩手県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和3年岩手県告示第601号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 久慈市、一関市、二戸市、岩手郡葛巻町、九戸郡軽米町、同郡九戸村、同郡洋野町及び二戸郡一戸町
- 2 実施した期間 令和3年9月17日から令和4年1月21日まで
- 3 実施した基本測量の種類 空中写真撮影及びオルソ作成